

決議事項

- 一 作業時分の時分制、定あり
- 一 公休日給料支給
- 一 一ヶ月割りの定ありスルモ日給を減額せしむ
- 一 経費、臨時手出し本件に繰入ル
- 一 労働団体承認

(19日)

本件、同一板橋火器製造所製造業組合ニ於テ
 作業者の生活短縮ニ伴フ収入減額ニ対シテ
 策ニシテ四月七日組合長長門要三方ニ横山副
 組合長外五名會合協議、結果一般従業員
 収入減ハハ一階共痛ムスル所ナルモ陸軍大臣の嘗
 テ厚シク休日及大給金の格付ル自給ハ之ヲ支給スル

極致ニシテ非公式ニ言明セラルトテ、勞働連
 合向教り部ニ出ルルハ却テ安否ナラズトシ當局ノ外
 是ニ后規ニ暫ク形勢ヲ觀望スルニ決セリ(四月九日)
 本件、一月四日七ヶ在記嘆願書ヲ砲兵工廠
 ニ提出セリ

- 一 本廠の兵器ヲ製造スル所ニシテ國家的見地ヲ最
 モ重大ナル責務ヲ帯フル工場ナリ 因テ五月ハ大ニ
 感謝シテ居ル次第ナリ
- 二 本廠の今圃作業ノ多ク一時間短縮セウシムル事
 ニ就テハ五月ニ同意ノ満足スル所ナレ共之カ爲ニ収
 入ノ減額セラル様ニセラル
- 三 博覧短縮ニ就テハ五月事務課子要求スル所ナレバ